

「被災地応援ツアー」（福島県教育旅行復興支援事業）実施要領

27 公東観総企第 1002 号

平成 28 年 4 月 1 日

（目的）

第1条 この要領は、「被災地応援ツアー」実施要綱（以下、「要綱」という。）第9条に基づき、「被災地応援ツアー」のうち福島県教育旅行復興支援事業の実施において必要な事項を定める。

（交付申請）

第2条 福島県教育旅行復興事業補助金の交付対象である都内の学校（以下、「学校」という。）で本事業を活用したいものは、福島県教育旅行復興事業補助金の交付が決定したのち、速やかに別記様式1「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付申請書」に別表1に掲げる必要書類を添付して、公益財団法人東京観光財団理事長（以下、「理事長」という。）あて申請しなければならない。

（交付決定）

第3条 理事長は、前条に基づき行われた交付申請について審査し、内容が適正であると認められるものについて交付金額を決定し、別記様式2「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付決定通知書」にて学校あて通知する。

（実績報告）

第4条 福島県教育旅行復興事業補助金の交付請求が完了した学校は、速やかに別記様式3「福島県教育旅行復興支援事業補助金実績報告書」に別表2に掲げる必要書類を添付して、実績を報告しなければならない。

（額の確定）

第5条 理事長は、前条に基づき行われた実績報告について審査し、内容が適正であると認められたときには、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式4にて学校あて通知する。ただし、補助金確定額が第3条における交付決定額と同額の場合は、通知を省略するものとする。

2 前項により確定する交付すべき補助金の額は、要綱第8条の規定により算出する額又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の請求）

第6条 前条による補助金額確定の通知を受けた学校又は前条により通知を省略した学校は、速や

かに別記様式5「福島県教育旅行復興支援事業補助金請求書」により、補助金の請求をしなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第7条 理事長は、学校が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項により交付決定の全部又は一部を取り消した場合、理事長は別記様式6「福島県教育旅行復興支援事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書」にて学校あて通知する。

(補助金の返還、違約加算金等)

第8条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に学校に補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の場合、学校は、補助金の返金のほかに、第6条第2項において補助金を支払った日から協力金の返還日までの日数に応じ、補助金返還額に年10.95%の割合で計算した違約加算金を財団に支払わなければならない。違約加算金の支払期日は、個別に理事長が通知するところによることとする。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(別表1) 別記様式1「福島県教育旅行復興支援事業補助金申請書」に添付する書類

- (1) 福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱（以下「福島県要綱」という。）における各様式（提出したもの）の写し
 - ア 福島県教育旅行復興事業補助金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類（福島県要綱別表3）
- (2) 福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し
 - イ 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日付福島県規則第107号、以下「福島県規則」という。）第7条に基づく補助金交付に関する決定通知
- (3) その他（公立学校は添付不要）
 - ウ 印鑑証明
 - エ 法人登記簿謄本

(別表2) 別記様式3 「福島県教育旅行復興支援事業補助金実績報告書」に添付する書類

- (1) 福島県教育旅行復興事業補助金交付要綱（「以下福島県要綱」という。）における各様式（提出したもの）の写し
- ア 福島県教育旅行復興事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第2号、提出した場合のみ）
 - イ 福島県教育旅行復興事業補助金実績報告書（様式第3号）及びその添付書類（福島県要綱別表5）
 - ウ 宿泊証明書（様式第4号、上記イに添付して提出すること）
 - エ 福島県教育旅行復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第5号）
 - オ 福島県教育旅行復興事業補助金交付請求書（様式第6号）
- (2) 福島県教育旅行復興事業補助金の交付申請に関し、福島県から通知されたものの写し
- カ 福島県規則第9条第3項に基づく補助金の変更に関する決定通知
 - キ 福島県規則第14条に基づく補助金額の確定通知（福島県要綱第10条に基づき通知が省略されている場合には不要とする。）